

令和 6 年度赤磐市森林経営管理支援業務

プロポーザル実施説明書

令和 6 年 7 月

赤磐市産業振興部農林課

このプロポーザル実施説明書は、赤磐市プロポーザル方式実施要綱（平成30年5月29日付告示第55号）に基づき、令和6年度赤磐市森林経営管理支援業務（以下「本業務」という。）の受託者を公募型プロポーザル（以下「本プロポーザル」という。）により選定するために必要な事項を定めるものである。

1. 目的

本業務は赤磐市域において、森林経営管理法（平成30年法律第35号）に基づく経営管理権集積計画の基礎資料に資するため、市全域の人工林を整理するとともに、今後の長期計画を策定することを目的とする。

2. 業務概要

- (1) 業 務 名 令和6年度赤磐市森林経営管理支援業務
- (2) 業 務 内 容 令和6年度赤磐市森林経営管理支援業務仕様書（以下「仕様書」という。）
のとおり
- (3) 履 行 期 間 履行期間は、契約締結の日から令和7年3月21日までとする。
- (4) 提案上限額 5,164,500円（消費税及び地方消費税を含む。）
※提案上限額は、本業務の調達における提案価格の上限額であり、契約時の予定価格を示すものではない。

3. 参加資格要件

単体企業で、次の要件をすべて満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 赤磐市長から入札参加資格者に係る指名停止措置を受けていない者であること。
- (3) 赤磐市暴力団排除条例（平成23年赤磐市条例第18号）第2条第1号から第3号までに該当しない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けている者を除く。
- (5) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (6) 令和6年度赤磐市入札参加資格者名簿（測量・建設コンサルタント関係、森林土木）に登載されている者であること。
- (7) 過去5年間（令和元年度～令和5年度）に、地方公共団体が発注した森林経営管理制度に関する業務の受託実績があること。
- (8) 参加申込書提出の時点において、国税、都道府県税、赤磐市税を滞納している者でないこと。
- (9) 岡山県内に本社又は支店を登記している企業であること。

- (10) 本業務の従事者に、技術士（総合技術監理部門：森林－森林土木 若しくは 森林部門：森林土木）又はRCCM（森林土木部門）の資格を有している者で、公告時において3箇月以上在籍していることが確認できる者を1名以上配置できること。

4. 参加申込書の提出

- (1) 提出期間 令和6年7月19日（金）から令和6年7月29日（月）まで
（ただし、赤磐市の休日を定める条例（平成17年赤磐市条例第2号）第1条第1項に規定する市の休日（以下「市の休日」という。）を除く。）
- (2) 提出方法 持参又は郵送とする。
なお、持参の場合は、各日とも午前9時から午後5時までとする。（市の休日を除く。）また、郵送の場合は、令和6年7月29日（月）午後5時必着とし、簡易書留等配達記録が残るものに限る。
- (3) 提出場所 赤磐市産業振興部農林課（赤磐市町苅田516番地）
- (4) 提出書類
- ①公募型プロポーザル方式提案参加申込書（様式第1号）
 - ②（代理人を定める場合）委任状（様式第2号）
 - ③会社概要がわかる書類
会社名、従業員数、事業内容、実施業務分野等が記載されたパンフレット等の資料で代替可
 - ④業務受託実績書（様式第3号）
※過去5年間に、地方公共団体が発注した森林経営管理制度に関する業務受託実績（5件以内）を記載すること。
※証跡書類として、TECRISなどの写しを添付すること。
 - ⑤資格を有することを証する書類（任意様式）
- (5) 提出部数 各1部
- (6) 参加資格審査結果通知
- ①参加資格審査結果の通知は、令和6年7月30日（火）までに電子メールにて通知するとともに文書にて通知する。
 - ②参加資格を有しないことの通知を受けた者は、その通知を受けた日から3日（市の休日を除く。）以内に、公募型プロポーザル提案参加資格不適合理由の説明を書面により求めることができる。
 - ③②の説明を求められたときは、原則として説明を求めることができる期間の最終日（市の休日を除く。）から起算して5日以内（市の休日を除く。）に書面により回答するものとする。

5. 質疑の受付及び回答

- (1) 受付期間 令和6年7月19日（金）から令和6年7月29日（月）まで
- (2) 受付方法 質疑のある参加者は、質問内容を質問書（様式第7号）に記入のうえ、電子メールにて赤磐市産業振興部農林課へ令和6年7月29日（月）午後5時ま

で提出すること。なお、受付期間経過後の質問及び指定した方法以外での質問は一切受け付けない。

※電子メールの件名の先頭に「令和6年度赤磐市森林経営管理支援業務に関する質疑」と必ず記載すること。

- (3) 回 答 公平性を保つため、令和6年8月2日（金）までに質問内容と回答の全てを赤磐市ホームページで公表する。なお、質問に対する回答は、プロポーザル説明書及び仕様書の追加又は修正として取り扱うものとする。

6. 参加申込みの辞退

提案参加申込書の提出後に参加を辞退する場合は、辞退届（様式第8号）を令和6年8月15日（木）午後5時までに、持参もしくは郵送で提出すること。

なお、持参の場合は、各日とも午前9時から午後5時までとする（市の休日を除く。）。また、郵送の場合は、令和6年8月15日（木）午後5時必着とし、簡易書留等配達記録が残るものに限る。

7. 企画提案書の提出

(1) 提出書類及び部数

①企画提案書・・・8部

(ア) A4判の任意様式で作成し、製本して提出すること。

(イ) 提案内容は、会社概要（営業所・従業員数・実績等）、実施体制（配置技術者等）、実施スケジュール、仕様書に掲げる業務内容の実施方法について具体的に記述すること。

(ウ) 提案書は、A4判・縦型・横書き・左綴じとすること。なお、構成図等の場合にはA4判・横型・横書きでもかまわない。

②経費の概算見積書（任意様式）・・・8部

※見積金額は消費税及び地方消費税を含む額とすること。

(2) 提出期間 令和6年7月30日（火）から令和6年8月15日（木）まで

(3) 提出先 赤磐市産業振興部農林課（赤磐市町苅田516番地）

(4) 提出方法 持参又は郵送とする。

なお、持参の場合は、各日とも午前9時から午後5時までとする。（市の休日を除く。）また、郵送の場合は、令和6年8月15日（木）午後5時必着とし、簡易書留等配達記録が残るものに限る。

8. 審査方法等

提案参加者から提出された企画提案書について、選定審査会において提案者によるプレゼンテーション（企画提案書の説明及び質疑応答）を実施し、審査は提案参加者からの提出書類、企画提案書、プレゼンテーションの内容及び提案価格等を比較・検討し総合的に審査、採点することにより、最高点となった受託候補者1者を選定する。

個別の審査結果については非公表とし、審査結果に対する異議申し立ては認めない。

(1) プレゼンテーション実施予定日 令和6年8月20日(火)

※詳細については、提案参加者に別途通知を行う。

(2) プレゼンテーション

- ①プレゼンテーションの順番は企画提案書の受付順とする。
- ②プレゼンテーションは、業務に携わる責任者及び担当者を含めて3名以内で行うものとする。
- ③プレゼンテーションの内容は企画提案書の説明等、各提案参加者の判断とする。なお、当日の資料追加・差替は認めない。
- ④プレゼンテーションは企画提案書をもとに行うものとし、その旨企画提案書提出時に留意すること。
- ⑤プレゼンテーションの時間は25分(企画提案書の説明15分、質疑応答10分)以内とする。別途、準備、片付けに要する時間を各10分設ける。
- ⑥プレゼンテーションに際して、プロジェクター等を用いることができる。プロジェクター及びスクリーンを使用する場合は提案参加者で準備すること。
- ⑦プレゼンテーションは非公開とする。

(3) 審査基準等 別紙審査表のとおり。

9. 失格

提案参加者が次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 提案書類等、必要な書類をその提出期限内に提出しない場合
- (2) 提案価格が提案上限額を超えている場合
- (3) プレゼンテーションに参加しなかった場合
- (4) 審査終了までの間に、当市の指名停止の措置を受けた場合

10. 受託候補者の決定及び通知

受託候補者は令和6年8月26日(月)までに決定し、選定結果は提案参加者に通知する。

11. 契約手続き

- (1) 審査会において受託候補者と特定された者と協議を行い、随意契約により契約を締結する。ただし、受託候補者が辞退その他の理由で契約締結に至らなかった場合は、次点者を契約交渉の相手方とする。
- (2) 本プロポーザルは、赤磐市森林経営管理支援業務に関する優先交渉権を付与するものであり、実際の契約締結に関しては、提案時の内容を尊重しつつも、双方協議調整のうえ確定するものとする。
- (3) 契約保証金は、納付を要する。
- (4) 上記のほか、本業務に係る契約手続きは、赤磐市財務規則(平成17年赤磐市規則第55号)に基づき行う。

12. その他

- (1) 企画提案書作成等、本プロポーザル参加に要する費用は提案参加者の負担とする。
- (2) 事故の発生等により必要と判断した場合、本プロポーザルの中止、延期又は取り消しをすることができる。この場合において、本プロポーザルに参加しようとする者に損害が生ずることがあっても市はその責を負わない。
- (3) 提案参加者が1者の場合でも、本プロポーザルは成立し、その場合は、1者について審査したうえで受託候補者として適当と認めた場合は、受託候補者に選定する。
- (4) 提案については、1事業者につき1提案とする。
- (5) 提出書類に虚偽または不正の記載があった場合は、参加申込書または提案書を無効とする。さらに、虚偽の記載をした者に対して指名停止の措置を行うことがある。
- (6) 提出書類は返却しない。
- (7) 提出後は、内容について追加・変更・差替は一切認めない。
- (8) 提出された提案書等は、本プロポーザルの目的以外に使用しない。
- (9) 提案における著作権等には十分注意した上で提案すること。万一これらに係る紛争等が発生した場合は、提案参加者の責任において解決すること。
- (10) 応募のあった事業者名及び得点合計は、審査結果公表時に公表する。
- (11) 採点票及び提出された企画提案書の一部等は、赤磐市情報公開条例（平成17年条例第8号）に基づき第三者から公文書開示請求があった場合、情報公開の対象となる。ただし、本プロポーザル選考期間は、赤磐市情報公開条例第7条第5号の規定に基づき、開示の対象としない。
- (12) 受託候補者の通知をもって本業務の受託を確約するものではない。

1.3. 問い合わせ先

赤磐市産業振興部農林課 担当：菅野・大饗

〒701-2292 赤磐市町苅田516番地

TEL：086-955-6174

FAX：086-955-6860

E-mail：sangyo@city.akaiwa.lg.jp